



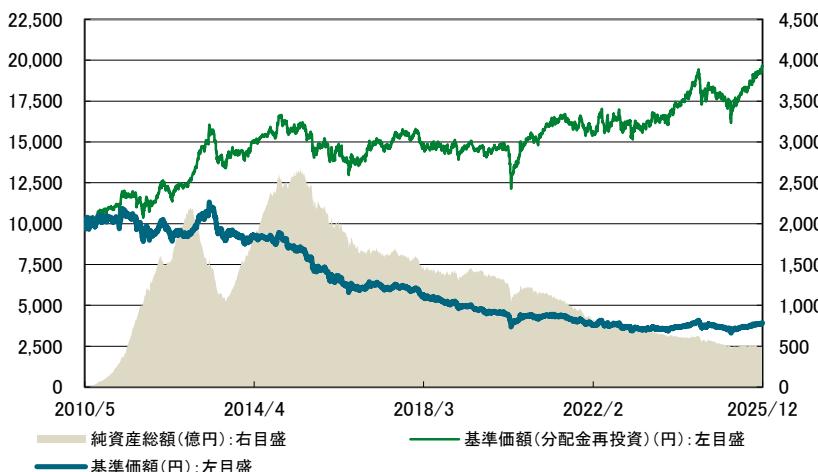
オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

追加型投信／海外／債券

当初設定日：2010年5月31日

作成基準日：2025年12月30日

基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	3,920 円	+ 48 円
純資産総額	505.29 億円	+ 0.49 億円

期間別騰落率

	騰落率	オーストラリア・ドル/円
1ヶ月	1.50%	2.40%
3ヶ月	5.38%	7.08%
6ヶ月	9.51%	10.92%
1年	8.94%	6.42%
3年	28.41%	17.03%
設定来	96.21%	35.57%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

※ オーストラリア・ドル/円レートは、TTMレートを使用しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 11,095 円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	10 円											
2025年	10 円											

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額騰落の要因分析

債券要因	インカム	12 円
	キャピタル	- 37 円
為替要因		90 円
分配要因		- 10 円
その他		- 8 円
合計		48 円

※ 要因分析は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための目安としてご覧ください。

※ 「インカム」とは、保有債券の利子などの収益です。

※ 「キャピタル」とは、債券売買損益および金利変動等の影響による保有債券の評価損益の合計です。

資産内容

投資対象	配分比率
フランクリン・テンブルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)	98.42%
マネーパールマザーファンド	0.00%
短期金融資産等	1.58%

※ 対純資産総額比です。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。



オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

追加型投信／海外／債券

当初設定日： 2010年5月31日

作成基準日： 2025年12月30日

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の資産の状況

※ このページは、「オーストラリア公社債ファンド」が主要投資対象とする、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」についての情報を掲載しています。

特性値

残存年数	5.89 年
修正デュレーション	5.01
最終利回り	5.00 %
直接利回り	3.69 %
平均格付	AA-
組入銘柄数	290銘柄

※ 利回り(税引前)と修正デュレーションは純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

※ 平均格付とは、基準日時点でファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

債券種別構成比

国債	16.21%
州政府債	28.77%
国際機関/政府保証債等	7.70%
社債等	47.19%
モーゲージ証券・資産担保証券等	0.15%
その他	0.00%

※ 対現物債券構成比です。

格付別構成比

AAA	32.51%
AA	26.50%
A	25.39%
その他	15.60%

※ 対現物債券構成比です。

※ 格付は、ムーディーズ・S&P等により付与された格付のうち、最上位の格付を採用しています。

※ 上記各社により格付が付与されていない場合、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・パートナーズ・リミテッドが独自で付与した格付を使用しています。

組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	種別	比率
1	オーストラリア国債	3.750%	2037/4/21	国債	2.34%
2	オーストラリア国債	2.750%	2035/6/21	国債	2.30%
3	ビクトリア州政府債	2.000%	2035/9/17	州政府債	2.03%
4	ニューサウスウェールズ州政府債	2.000%	2031/3/20	州政府債	1.77%
5	ニューサウスウェールズ州政府債	1.750%	2034/3/20	州政府債	1.77%
6	ビクトリア州政府債	2.250%	2034/11/20	州政府債	1.56%
7	オーストラリア国債	2.750%	2041/5/21	国債	1.44%
8	ニューサウスウェールズ州政府債	1.500%	2032/2/20	州政府債	1.43%
9	オーストラリア国債	3.500%	2034/12/21	国債	1.35%
10	クイーンズランド州政府債	4.500%	2035/8/22	州政府債	1.31%

※ 対現物債券構成比です。

※ 「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」の資産内容等は、三井住友トラスト・アセットマネジメントがフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社からの情報提供に基づき作成しておりますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。



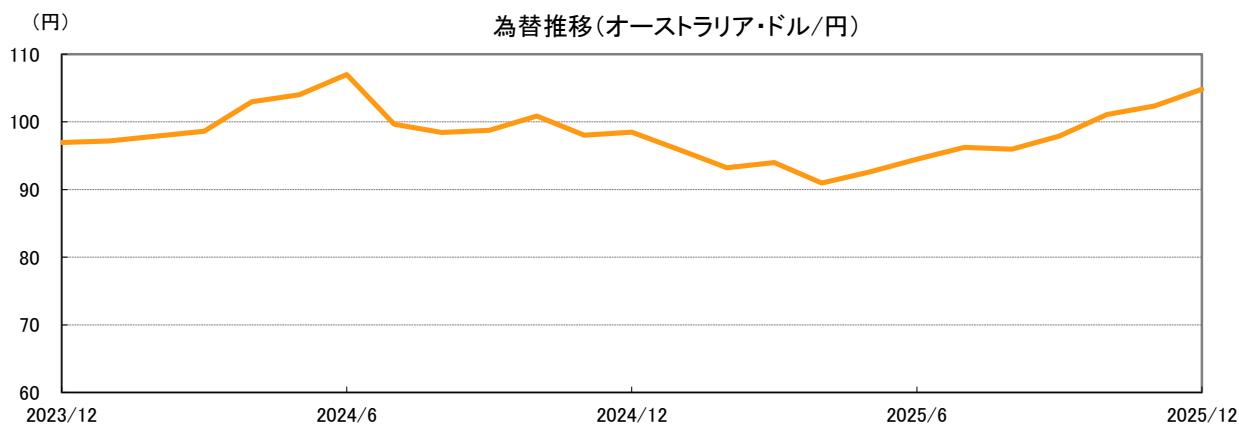
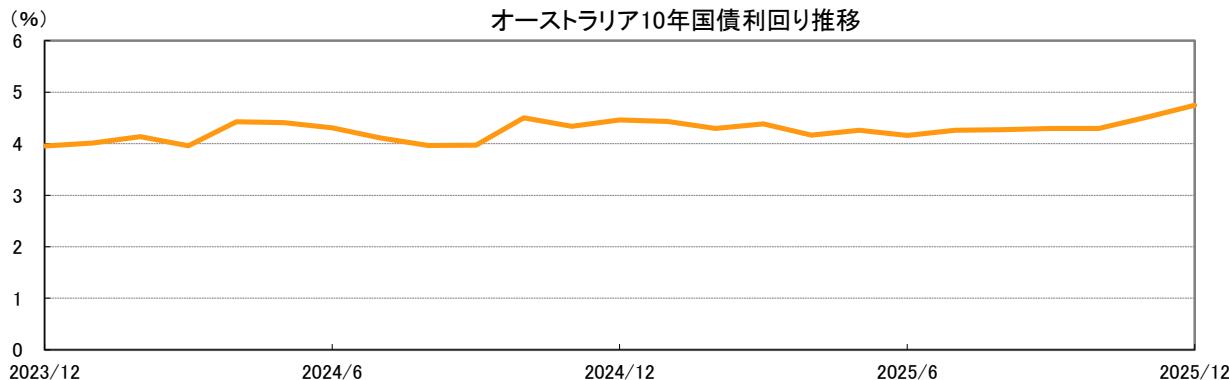
オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2010年5月31日
作成基準日 : 2025年12月30日



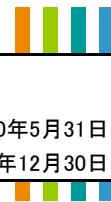
ご参考



※ 上記グラフは過去2年間の月末値を使用して作成しています。

※ 上記グラフはBloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成しています。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。



オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

追加型投信／海外／債券

当初設定日： 2010年5月31日

作成基準日： 2025年12月30日

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の資産の状況

※ このページは、「オーストラリア公社債ファンド」が主要投資対象とする、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」についての情報を掲載しています。

ファンドマネージャーのコメント

【市場動向】

[オーストラリア債券市場]

当月のオーストラリア債券市場の利回りは、上昇(価格は下落)しました。上旬は、豪家計支出がほぼ2年ぶりの高水準となったことから、市場ではRBA(オーストラリア準備銀行)が利上げに転じる時期が前倒しになるとの見方が強まったため、利回りは上昇しました。なお、RBAは当月の理事会で市場予想通り政策金利を据え置きました。しかし、理事会後の会見でブロックRBA総裁が追加利下げの可能性を否定し、金融引き締めもあり得ると発言したことが、利回りがさらに上昇する要因となりました。中旬は、FRB(米連邦準備理事会)の利下げなどを受けて米国債券利回りが低下したことや、軟調な豪雇用統計などが、オーストラリアの利回り低下要因となりました。下旬は、当月のRBA理事会の議事要旨が公開され、理事会は足元の豪CPI(消費者物価指数)が予想外に高かったことを受けて、インフレリスクが高まつたと判断したことが明らかになったことから、利回りは一時上昇しました。しかし、その後は閑散とした年末相場が続く中で、利回りは小動きで推移しました。

社債セクターについては、社債スプレッド(国債に対する上乗せ利回り)は前月末比で縮小しました。

[為替市場]

当月の豪ドル/円相場は、豪ドル高・円安となりました。上旬は、堅調な豪経済指標やブロックRBA総裁のタカ派的な発言を受けて、RBAの利上げ前倒し観測が強まつたことから、豪ドル高・円安が進みました。中旬は、当月の金融政策決定会合を控え、日銀の利上げ観測が高まつたことから、豪ドル安・円高が一時優勢となりました。しかし、政策金利を引き上げた会合後の会見において、植田日銀総裁が利上げペースを速めることに慎重な姿勢を示すと、豪ドル高・円安に転じました。下旬は、RBA議事要旨を受けてオーストラリアの利回りが上昇したことや、鉄鉱石などコモディティ価格が堅調に推移したことによって、豪ドルは対円で一段と上昇しました。

【運用実績と今後の運用方針】

公社債利金を手堅く確保したほか、豪ドル高・円安が進んだことを受けて為替損益がプラスとなったことから、基準価額(分配金控除前)は前月末対比で上昇しました。

RBAは12月の理事会において、政策金利を据え置きました。声明文では、足元でインフレリスクが増加しており、民間需要が回復し、労働市場の状況も依然としてやや逼迫しているとし、データの進展に応じて見通しを更新しながら、追加利下げには慎重な姿勢を維持することが適切との見解が示されたほか、理事会後の会見において、ブロックRBA総裁が追加利下げの可能性を否定し、インフレが期待通りに抑制されない場合は金融引き締めもあり得ると発言したことから、市場はRBAの利上げへの転換を織り込みました。

運用方針に関しては、市場動向をにらみながらデュレーション(利回りが変動した場合の債券価格変動性)を調整する方針です。資産配分については、金融債、REITセクターなどを中心とした社債を引き続き厚めとし、スプレッドの動きに着目したポートフォリオを維持する方針です。金融債については、大手金融機関が発行する流動性・信用力が相対的に高い債券等を組み入れの中心とします。

為替市場については、RBAおよび日銀の今後の金融政策のスタンスには注意が必要ですが、オーストラリア経済の安定性、相対的な魅力的な利回りなどを背景に、豪ドルは対円で底堅く推移することが期待されます。

【保有銘柄紹介】

ナショナル・オーストラリア銀行(National Australia Bank)

豪4大銀行の一角

1858年に、商人、貿易業者、入植者、店主、鉱山労働者向けの銀行としてメルボルンに設立されました。当初の名称はNational Bank of Australasia(NBA)でしたが、その後National Australia Bank(NAB)に改名されました。今日では、オーストラリア国内をはじめ、国際的な銀行グループとして、ニュージーランド、アジア、英国、米国などで業務を展開しています。

オーストラリア・ニュージーランド銀行(ANZ: Australia and New Zealand Banking Group)

豪4大銀行の一角

1835年に英國で設立された180年以上の歴史を有する銀行です(発足当時の名称は「Bank of Australasia」)。その後、合併や現銀行名への改称等を経て1977年に本店所在地を英國からオーストラリア(メルボルン)に移転し、名実ともにオーストラリアの銀行となりました。戦略面ではスーパー・リージョナル・バンクを目指しており、中核市場のオーストラリアとニュージーランドを柱に、アジア・太平洋地域におけるプレゼンスの向上を目標に掲げています。

※ 「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」の資産内容等は、三井住友トラスト・アセットマネジメントがフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社からの情報提供に基づき作成しておりますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2010年5月31日

作成基準日 : 2025年12月30日



ファンドの特色

1. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として投資適格格付を付与された豪ドル建の国債・州政府債・国際機関債・社債・モーゲージ証券・資産担保証券等の公社債等に対して投資します。
2. フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するフランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)を主要投資対象ファンドとします。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

【為替変動リスク】

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

【金利変動リスク】

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。



オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2010年5月31日

作成基準日 : 2025年12月30日

お申込みメモ

購入単位	… 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	… 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金単位	… 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	… 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換金代金	… 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	… 原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金	… 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。
申込受付不可日	シドニー先物取引所の休業日 シドニーの銀行休業日 メルボルンの銀行休業日
換金制限	… ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付	… 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。
信託期間	… 無期限(2010年5月31日設定)
繰上償還	… 委託会社は、主要投資対象ファンドが償還されることとなった場合、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	… 每月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	… 年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
課税関係	… 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.3%(税抜3.0%)を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額 **ありません。**

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。

<当ファンド>

純資産総額に対して年率1.034%(税抜0.94%)を乗じて得た額

<投資対象とする投資信託証券>

純資産総額に対して年率0.506%(税抜0.46%)

<実質的な負担>

純資産総額に対して**年率1.54%程度(税抜1.4%程度)**

この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況等により変動します。

■ その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。この他、投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

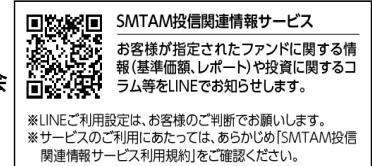
追加型投信／海外／債券

当初設定日： 2010年5月31日

作成基準日： 2025年12月30日

委託会社・その他の関係法人の概要

- 委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ホームページ：<https://www.smtam.jp/>
フリーダイヤル：0120-668001 受付時間 9:00～17:00 [土日・祝日等は除く]
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)



販売会社

商号等	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
朝日信用金庫 ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
おかやま信用金庫 ※1	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
株式会社スマートプラス ※2	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○
野村證券株式会社 ※3	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○

※1 ネット専用のお取り扱いとなります。

※2 一部の金融商品仲介業者経由での対面販売のみのお取り扱いとなります。

※3 ネット専用のお取り扱いとなります。2018年1月4日以降、新規の買付けを停止しており、換金のみの受付となります。

・お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。

・販売会社は今後変更となる場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



オーストラリア公社債ファンド 《愛称:オージーボンド》

追加型投信／海外／債券

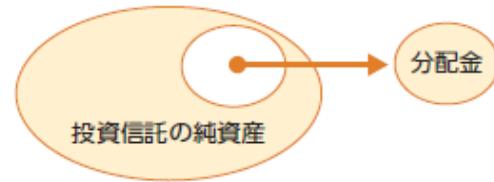
当初設定日：2010年5月31日

作成基準日：2025年12月30日

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

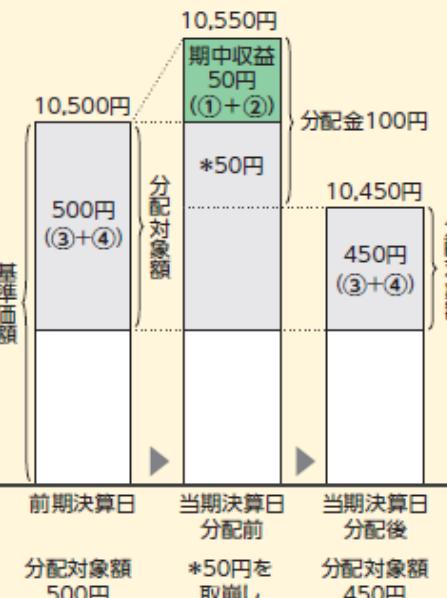
投資信託で分配金が支払われるイメージ



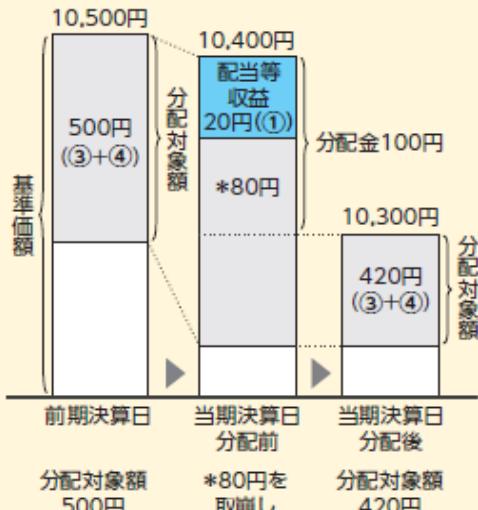
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

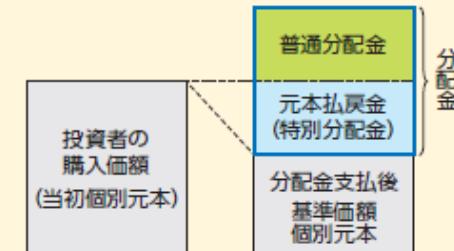
分配対象額とは、
 ① 経費控除後の配当等収益
 ② 経費控除後の評価益を含む売買益
 ③ 分配準備積立金
 ④ 収益調整金
 です。

※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、分配後はその金額だけ個別元本が減少します。

※元本払戻金 (特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。